

合葬墓 Q & A

・合葬墓使用許可申請書の埋蔵予定日について

→予定日をご記入ください。未記入でも構いません。

・三宅村合葬墓へ改葬をされる方

→まずは合葬墓使用許可申請書及び改葬許可申請書の写し、添付書類を確認の上、**地域整備課環境整備係**へ提出してください。

合葬墓使用許可証の交付を受けてからでないと、改葬許可証を交付できませんのでご注意ください。合葬墓使用許可証が交付されましたら**村民課住民年金係**へ改葬許可申請書の原本を提出してください。

改葬許可証が交付されましたら原本を埋蔵までに**地域整備課環境整備係**へ提出してください。

→改葬は改葬許可証を交付されてから行ってください。

→改葬業者への手続きや粉骨に関しましては、ご自身で業者へ手続きを行ってください。改葬や粉骨の費用は合葬墓の使用料には含まれておりません。

・改葬許可申請書の改葬の場所について

→東京都三宅島三宅村伊ヶ谷 53 番地 7 三宅村合葬墓と記入してください。

・改葬したら遺骨がでてきました

→火葬（改葬）が必要になります。火葬の申請は**地域整備課環境整備係**で受け付けています。

・三宅村墓地を返還される方

→返還届の現状に更地予定日時及び合葬墓申請中と記入の上、合葬墓使用申請書、改葬許可申請書の写しと併せて**地域整備課環境整備係**へ提出してください。

・戸籍謄本が昭和 23 年 1 月 26 日の火災により出せない

→除籍消失につき謄抄本の交付ができないことの告知書を提出してください。

・埋蔵者の戸籍謄本をとろうとしたが、親族ではない方との関係性を示す書類をとることができない（内縁の妻など）

→合葬墓の申請書及び改葬許可申請書に関係性を記入する欄がありますのでそちらに関係性を記入してください。親族の方と同じお墓に入っている場合は許可します。

・使用料について

→使用料・手数料の他、維持管理費等はかかりません。

・お支払いに関して

→合葬墓使用許可証を交付する際に、納入通知書兼領収証書を併せて発行します。埋蔵の際に領収書を確認しますので埋蔵までにお支払いください。

・お支払い場所

→三宅村役場の会計窓口、各出張所、ゆうちょ銀行以外の全国の銀行でお支払い可能です。

・郵送にて申請される方

→返信用封筒（切手を貼り、あて先を書いてください）を同封の上、
三宅村阿古 497 番地 三宅村役場 地域整備課環境整備係 宛までお送りください。

→返信用封筒の規格は問いません。
定形郵便の場合は、50g以内になります。

・埋蔵委託業者について

→合葬墓の許可を出す際にお伝えします。委託業者と埋蔵日時について打ち合わせを行ってください。埋蔵に際して別途費用を頂くことはありません。

※合葬墓使用許可申請書の下に確約書兼同意書があります。署名を忘れないようお願いを付けください。